



令和3年(2021年)6月30日  
吹田市立山田第五小学校  
吹田市山田西1-6-1  
電話: 6876-7701  
FAX: 6876-7721  
<http://www2.suita.ed.jp/gak/es/23-yamada>



## むずかしい判断

校長 佐々木 康雄

緊急事態宣言が解除され、吹田市は7月11日まで「まん延防止等重点措置」の措置区域となりました。しかし再び爆発的な感染拡大が起きないようにするため、限定的な解除となっているのはみなさん知っての通りです。学校は、引き続き感染防止対策を徹底のうえ、教育活動を実施してまいります。

水泳学習(プール指導)は7/11までレッドステージ期間のため、指導を見合わせています。参観・懇談につきまして、本校は感染拡大防止対策を徹底したうえで、7月1・2日に行います。これらのように、学校行事等教育活動につきましては、規模・内容・感染対策が十分取れるか等、さまざまな要素を十分に検討した上で可否の判断しております。相反するご意見がある場合もあり、とても判断がむずかしいのが正直なところです。でもどちらかに決めて判断し、進んでいく必要があります。オリンピックの開催可否という究極のむずかしさまではいかないかもしれませんが、教職員で知恵を絞り、最大限がんばって判断しております。まずはあたたかく見守っていただければありがたいです。しかしその判断が間違っているかもしれません。ご意見を頂いて修正したり、自ら反省して今後よりよいものになるようにしていきます。これからもご意見がございましたら山五小(06-6876-7701)までご連絡お願いいたします。

1学期も残り1か月足らずとなりました。まとめの時期となり、学習に一生懸命取り組んでまいりますので、ご家庭でのバックアップをよろしくお願いいたします。

### 【学校評議員さんの紹介】

学校教育活動への支援とご意見をいただくため、学校評議員会を設置しております。下記の5名の方々に学校評議員をお願いしています。よろしく申し上げます。

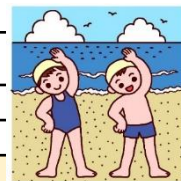
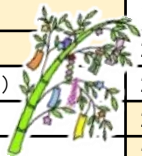
### 7/1(木)・2(金) 参観・懇談

7/1(木): 2・4年 5限参観 6限懇談  
5年 6限参観 放課後懇談  
7/2(金): 1・3年 5限参観 6限懇談  
6年 6限参観 放課後懇談  
来校者カード記入の上、ご来校下さい。  
よろしく申し上げます。

### 教職員紹介

# ～7月行事予定～

日	曜	行事	日	曜	行事
1	木	参観・懇談(2, 4, 5年)	17	土	
2	金	AET、参観・懇談(1, 3, 6年)	18	日	
3	土		19	月	給食終了
4	日		20	火	終業式(12時半下校)
5	月	クラブ④(6限:写真撮影予定)	21	水	夏季休業開始
6	火		22	木	海の日
7	水	4時間の日、	23	金	スポーツの日
8	木	雪印出張授業(1～6年)、ICT PUT	24	土	
9	金	AET(S)	25	日	
10	土		26	月	プール①
11	日		27	火	プール②
12	月	花とみどり出前授業(3年4限) 口座引き落とし日	28	水	プール③
13	火		29	木	プール④
14	水	短縮授業開始(19日まで)、太陽の広場	30	金	プール⑤
15	木	ICT、教育相談、PUT	31	土	
16	金				



※ 短縮期間中(7/14(水)～7/19(月))は、給食を食べて13:30頃下校します。

## ～今後の主な行事予定～

## 夏のプール指導(予定)

8月25日(水)始業式(12時半下校)

集団下校(中止)

8月26日(木)給食開始

8月27日(金)AET

8月30日(月)クラブ(6限)

※ プール参観につきましては可否検討中です。

### <前半>

7月26日(月)～8月4日(水)

### <後半>

8月19日(木)～8月23日(月)

※ 6月の学校だよりに掲載した日程と変更になっております。

## 学校納入金のお願い

7月12日(月)が学校納入金の引き落とし日になっています。学期末で業者支払いがありますので、7月11日(日)までに口座への入金をよろしくお願ひします。

## 山五小人権作品展(7月1日～)

1階長廊下に子ども達の標語を掲示しております。参観等で来校いただく際は、ぜひご覧ください。



※ 行事予定は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、変更となる場合がございます。変更となります際は、その都度学校より連絡させていただきます。

～ 裏面もご覧ください ～

# ～ご家庭でもお話しく下さい～

## ご家庭でのルールを確認してください

～携帯電話（スマホ）、ゲームやインターネットに関して～

毎年7月は、夏休みの長期休暇に入る時期でもあり、全国で「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定められています。特に、今年度は、SNSに関する事犯の被害児童数が近年増加傾向にあることを踏まえ、ペアレントコントロール等による犯罪被害防止が最重要課題とされています。

法律でも、保護者が御子様にスマホ等を所持させる際の責務について以下のように示されています。これを機に、ぜひスマホに関するルールを各御家庭で確認を行ってください。（併せて、同じ観点でゲームやインターネットについても確認してみてください。）

家庭でのルールの例は右に記載しておりますので、ぜひ参考にしてください。

### 保護者の責務

- ◆子どものインターネットの利用状況を適切に把握する。
- ◆フィルタリング等の利用により、子供のインターネットの利用を適切に管理する。
- ◆子供がインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- ◆不適切な利用により、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する。

参照：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

# 家庭のルールの例です。

フィルタリングや、ペアレントコントロールの設定と合わせてルールの話し合いをしてください。ルールは、御子様と話し合いを通して決める、定期的に内容の見直しを行うことでより良いものになっていきます。

## スマホ・SNS・Youtube等の利用時間について

- ・利用は午前7時から午後8時まで。越える場合は理由を保護者に伝える。
- ・食事中・勉強中は利用しない。また、お風呂への持ち込みも行わない。
- ・自室に引きこもってのスマホ利用が行わない。
- ・利用する場合は、勉強などすべきことを先に済ませてからにすること。



## 利用用途のルールについて

- ・家族・友人・学校との連絡、勉強に必要なことを調べる場合にのみ利用する
- ・自分の電話番号やメールアドレス、IDをむやみに教えない。
- ・教えた場合は相手が誰かを保護者に伝えること。
- ・必要のないサイトにアクセスしないこと。
- ・おかしなメール、知らない相手からのメールは必ず保護者に見せること。
- ・有料サイトや有料アプリ・課金の利用は保護者に相談して許可をとること。
- ・会員登録等の個人情報登録は、有料無料に関係なく保護者に許可をとること。

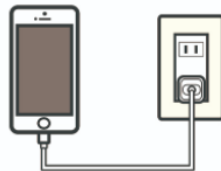


## SNS利用について

- ・SNSは保護者が許可したものだけとし、他のSNSは利用不可とする。
- ・人の悪口は絶対に書かないこと。
- ・実際に会ったことがない人や必要があるとは考えにくい人と友達関係にならない。
- ・約束が守られているか、1週間に1回チェックを行う。

## 家の外・家の中での利用について

- ・歩きスマホ、自転車を運転しながらのスマホ利用は絶対にしない。
- ・お店や公共の場では大声で電話をしない。
- ・自宅では必ずスマホはリビングの充電コーナーに置いておく。
- ・スマホの保管、充電場所は居間にする。



## 利用するアプリについて

- ・アプリの利用は、保護者と話し合ったものに限る。
- ・新たにアプリを利用したい場合はその都度申告すること。
- ・勝手にアプリをインストールを行わないこと。